

関税率法等の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の改正を行うとともに、税関における水際取締りの充実・強化及び通関手続の特例措置の拡充を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、税関における水際取締りの充実・強化

1 偽造印紙・郵便切手等を輸入してはならない貨物に追加する。

2 保税蔵置場等の許可をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であること等を追加する。

二、国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充

国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る通関手続の特例制度の対象に、貨物のセキュリティ管理と法令遵守に優れた製造者を追加する。

三、個別品目の関税率の改正

絹紡糸及び絹紡糸系の関税率を無税とする。

四、暫定関税率等の適用期限の延長等

平成二十一年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を一年延長する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十一年四月一日から施行する。